

2020年5月 第94号



# 産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話:03-3525-4838



日本全国に緊急事態宣言が発令され、日常生活も制限されている中、経済への影響も懸念される事態となってまいりました。医療関係者はじめ、私たちの日常生活を支えて下さっている皆様に感謝し、1日も早く収束の日を迎えるよう、協力して参りたいと思います。

## 2019新型コロナウイルスの影響について3

(以下、2020年4月27日時点で確認がとれている情報です。)

- **母国講習**：実習生送出し国全てで、学校は休校となっており、再開されておられません。  
実習生は自宅で待機している状態です。
- **入国**：実習生送出し国全てで、新たなビザの発給は停止されております。また、航空便もほぼ全便が欠航となっており、ビザ発給が再開された場合でも入国がいつから再開できるかは未定の状況です。
- **試験**：4月末～5月中旬までの試験は全て中止となりました。5月20日以降の試験日程は、試験機関から中止の連絡が無い限りは行われる予定です。  
また、試験の中止、延期により、未受験のまま在留期限を迎えてしまう実習生については、臨時的に【特定活動】ビザに資格変更して、就労を継続しながら受験の機会を待つ事が可能です。対象の企業にはご連絡を致します。
- **帰国**：現状、東南アジア各国向けのフライトが大幅に減便、もしくは欠航となっております。  
(中国便のみ、1航空会社1週間に1便のみ運行中。)  
在留期限前に、帰国チケットが手配できない場合等は、緊急措置として【特定活動】の在留資格への変更手続きを行い、就労を継続しながら帰国を待つ事が可能です。
- **実習責任者講習**：3月末の講習受講期限は、特例により延長されました。まだ受講がお済でない場合は、外出自粛制限解除の状況を見ながら、受講時期をご検討下さい。

## 実習先変更支援サイトのご案内

外国人技能実習機構では、企業の業務縮小等の理由により、実習が継続できなくなった実習生が、新たな実習先を探す為の【実習先変更支援サイト】がございます。

こちらのサイトは、監理団体（組合）経由でお申し込みしていただく必要がありますが、もし他社からの受入れご希望がある場合は、受入れ希望の【職種】【国籍】【在留資格（技能実習1号・2号・3号）】【人数】【受入れ希望時期】を組合までご連絡下さい。

※実習継続困難となった実習生の受入れは、優良企業の加点対象となります。